

# 自転車を利用しましょう

## 自転車利用のみなさんへ

島根県では、昨年の自転車乗用中の交通事故は、発生件数163件(対前年比-14件)、死者数1人(対前年比-2人)、負傷者数158人(対前年比-15人)といずれも前年より減少しましたが、発生件数163件の3割弱に自転車利用者の法令違反が認められる状況です。

自転車を安全に利用するために、「自転車安全利用五則」の遵守をお願いします。



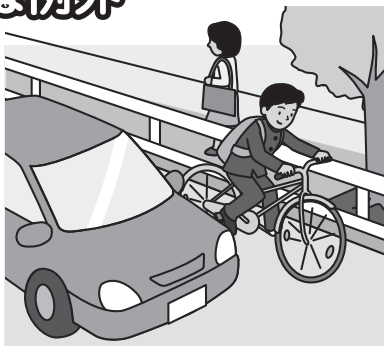
## 自転車安全利用五則



### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両です。歩道と車道の区分のあるところでは、車道通行が原則です。次の場合は歩道を通行することができます。

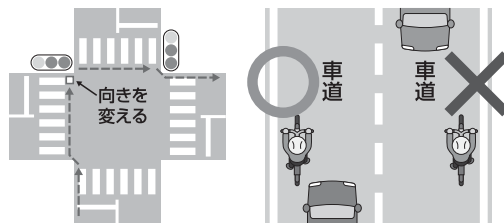
- 道路標識により自転車が通行できていることとなっている場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の者、車道通行に支障のある身体障がい者の場合
- 車道の左側部分を通行することが困難な場合(道路工事・駐車車両があり通行が困難な場合など)



### 2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に沿って通行しましょう。

- 右折する場合は、交差点の左端に寄って、交差点の側端に沿って徐行して右折します。
- 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。
- 信号機がある場合は、信号に従って通行しましょう。



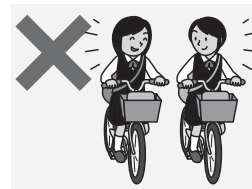
### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行して通行しましょう。
- 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしましょう。



### 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 一時停止と安全確認



### 5 子どもはヘルメット着用

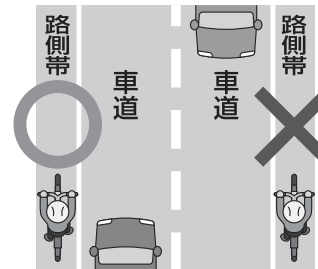
(子どもとは、13歳未満の児童・幼児)  
児童・幼児を同乗させる場合や児童・幼児が一人で自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。



### 自転車の路側帯通行について

自転車の路側帯通行は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されました。

(道路交通法の一部改正  
平成25年12月1日施行)



お問い合わせ先

県交通対策課  
TEL.0852-22-5100

県警本部交通企画課  
TEL.0852-26-0110(代表)